

福島県水素エネルギー普及拡大事業  
(燃料電池自動車導入促進事業)  
補助金募集要項

令和元年5月9日  
福島県エネルギー課

「福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金」については、福島県水素エネルギー普及拡大事業（燃料電池自動車導入促進事業）補助金交付要綱及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより補助交付申請を募集します。

## 1 補助概要

### (1) 補助対象

本県内に住所を設定する個人（以下、「県民」という。）、本県内に事業所等を有する民間法人（以下、「県内法人」という。）及び県民又は県内法人に対して燃料電池自動車のリース販売を行うリース事業者に対し、燃料電池自動車（以下、「FCV」という。）の導入を支援します。

### (2) 補助額

FCV 本体の導入に要する経費について、基準額との差額の3分の1を交付します（上限額100万円）。

製造メーカー名	車種名	基準額	メーカー希望小売価格 (参考)
トヨタ自動車(株)	MIRAI	3,706 千円	6,736,000 円
本田技研工業(株)	CRALITY FUEL CELL	3,983 千円	7,104,000 円

### (3) 補助の要件

- ア 新車（初度登録前）にてFCVを導入すること。
- イ 導入するFCVについて、専ら自家用に供し、本県内を拠点とした使用が可能であること（自動車検査証における「使用の本拠の位置」が本県内にて登録されるとともに、周辺において水素ステーションからの燃料供給が受けられる見込みがあること）。
- ウ 交付決定の通知日から3か月以内又は令和2年3月末日までのいずれか早い日までに車両の新規登録を行うこと。
- エ リース事業者が申請者となる場合、本補助による補助金相当額がFCVの使用者が負担するリース料に充当されること。
- オ 自動車販売業者が使用者となる場合、車両の販売促進活動に使用されない（同車種のFCVを販売する見込みがない）こと。

## 2 申請の方法

### (1) 提出種類

次の書類を提出してください。ただし、リース事業者が申請者となる場合は、FCV の使用者となる県民又は県内企業に係る下記オ～クの書類も併せて提出してください。

- ア 交付申請書（要綱様式第1号）
- イ 事業計画書（要綱様式第1号の別紙1）
- ウ 収支予算書（要綱様式第1号の別紙2）
- エ 貸与料金の算定根拠明細書（要綱様式第1号の別紙3）  
※リース事業者が申請者となる場合
- オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（要綱様式第1号の別紙4）
- カ 住民票抄本又はこれに準ずる居住の事実を証明するもの  
※県民が申請者又はFCVの使用者となる場合
- キ 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書  
※県内法人が申請者又はFCVの使用者となる場合もしくはリース事業者が申請者となる場合
- ク 県税の未納が無いことを確認できる書類
- ケ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出先及び提出方法

- ア 提出先  
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16  
福島県企画調整部エネルギー課（担当：山田）
- イ 提出方法  
郵送又は持参により提出してください。

### (3) 募集期間

令和元年5月9日（木）～令和2年2月28日（金）17時必着

### (4) 申請後の流れ

補助申請後、事務局において先着順で審査し、交付決定の可否を通知します。交付決定通知を受けた方は、その後に車両登録、納車、代金支払などの手続きを行い（※事前着手は認められません）、これらが全て完了した日から30日以内又は令和2年3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとなります。